



路政僧

帝國議會二十三日を以て招集さる、是より政界の鬭争期、互に死力を盡して鬪ふが可い、併し議會の解散は最早や回避するを不許、解散、固より議員乃至既成政黨に採つては苦痛に違ひない、併し立憲政治が民衆政治である以上

上小數者の政治は許されない筈、第二黨たる民政黨が内閣を組織し、偽造にせよ不自然にせよ兎に角多數を擁する政友會が野に在るのは事實、此事實を無視せざる限り、現内閣は立憲政治の原則に従つて當然解散を斷行すべきもの、解散の時期を誤る勿れ。解散、吾等は之に依つて新興勢力者を議會に送り、腐敗墮落せる既成政黨

せば、金解禁に依る現内閣の功勞も消煙化し、暴政を敢てした政友會内閣に對すると同様、國民の怨府と爲るべきは必定、一部權力者の誘惑に陥る勿れ。

多衆國民の信賴する我が黨、常に朝

野兩黨が國民に呼びかける言葉、併しがは、政黨の持する政策を謳歌し追夫されは、政黨の持する政策を謳歌し追

從する國民の頭數に依つて始めて判る問題、従つて其の政策の聲明は政黨の

生命、從來の如き出鱈目の實行力なき

聲明には國民は飽いた、之に拘束力を附せしむるには法定された議場に於て

聲明せしむるに在る、故に兩黨が議場に於て論争した後に於て解散を断行す

べきもの、解散の時期を誤る勿れ。

解散、吾等は之に依つて新興勢力者

を議會に送り、腐敗墮落せる既成政黨

を崩壊せしむるに在る、之が國民の解

散を要求する理由。

△ △ △
海軍々備制限會議、軍備の制限、人道上果た國際平和上當然のこと、併しが四世紀前の輿論でありながら、いまに實行を見ざる所に各國家の自衛と言ふ惱がある、自衛常に禍根の種、之が國民に過大なる軍費を負擔せしむるの因、今回も亦英米兩國の協定は夫れを物語るもの、我も亦之に對抗するより外は無い、世界永遠の平和や、國民軍費の負擔は、いつの世に維持され免除さるべきか測難知、今は財政的に解决すべき秋、財政家若槻氏の成效を祈つて不已。

△ △ △
醜穢な濱職事件、日を逐ふて摘發され、既成政黨の何れもが大小輕重の差こそあれ之に關係せざる無きの状、立憲治下に百鬼横行するの感、之が國民道徳乃至は思想に及ぼす影響を稽ふるのとき、轉た政黨亡國の念を深からしむ、國民の師表と爲るべき前閣僚やら現閣僚、殊に一國文教の首腦者たる文相までが、所謂匹夫匹婦にも劣るべき醜惡行爲の嫌疑を受くるが如きは、國民道徳上座視する能はざるところ、上流者の犯罪と下級者の犯罪、國家の刑事政策は平等の筈、之を如何に措置すべきかは國民思想に影響する頗る大。國民は不安と疑惑の眼を以て其の措置を監視する、之を公正に處分すべきは檢事の責、我國でも檢事は獨立の筈であつた、政黨者流の甘言や壓迫に依つて獨立を毀損さるれば、世は暗黒の卷と化す、與えられたる獨立の機能に立脚して正義の劍を徹底的に揮ふが可以、夢、其の任務を怠る勿れ。政治を最高の道徳とし政界淨化の爲に、綱紀の肅正を看板とした濱口内閣氣の毒にも其の膝下から容疑者を出したこと、文相推薦の責を不免、假令金解禁の善政を布いたにしても、夫れに依つて其の責が除却輕減さるゝものではない、併し之を倒閣の理由と爲す如きは吾れ之を排し、同罪者政友會の盲動を戒む。醜惡事件の原因を政黨々費の問題に求む、成る程、政治的地位を維持する

が爲には金が要る、此窮地を切抜けん
が爲の瀆職、假令私腹を肥さんが爲で
無かつたにしても、矢張り政治上に於
ける自己私慾を充さんが爲の犯罪、公
務の執行を條件として第三者たる政黨
に金品の贈與を契約するのも矢張り瀆
職罪であつた筈、假令無條件と言つて
も此世智辛き世に無策の政黨に數萬金
を寄進する白痴者はない、そこに犯罪
要素が秘存する、吾人は之に同情する
の勇氣と理由はない、夫れに之を政黨
の罪に歸するのは早計、併し政黨生活
の窮乏に動機したとせば、之に機會し
て政黨を法人化し黨費の公開を強制す
るもの亦妙、之を實現し得ば此大不祥
事も或は轉じて福とならん、既成政黨
の首領に反省を求むるや切。

瀆職事件絶滅策として、官廳の許可
認可制度の不要を叫ぶ者すらある、併
し越鐵や水電事業を自由主義の下に放
任せば、或は政府萬能の弊は除却され
ん、併し夫れに伴つて國民生活の不安
を招くや知るべき而已、卿等の憂ふる
資本家の跋扈も亦激甚を極むるや必然
瀆職のこと唯だ公務を執行する人の如
何に在る、人を責めずして制度を責む。
顧て他を言ふが如きの類、吾れ之に不
賛。

吾人は政治家が各省に長官たる現制
度の下に於ても亦之を可能事とす、夫
れには事務官の地位を法に依つて保護
することに在る、換言すれば行政事務
に關しては政務官をして事務官を制肘
せしめざるに在る、見給へ、瀆職の關係
鐵道省の遣り方を、事務官が其の
地位を維持する爲に政務官に阿諛し、
夫れに附け込んで政務官が事務官を、
頤使した結果なることを、事務官が事
務的見地に於て意見を確定進言せざり
し罪、夫れは許すべきに非ずとしても、
委員と同じやう職務を演すべきは當然

身上の保護ありしならむには、事茲に

出でざりしるべく、是を想ふとき、

分野がある筈、夫れを混交して鐵道敷設の代用と言ふが如きは無智。

政界の淨化に先つて事務官保護の法を

制定すること、瀆職罪を減少せしむる捷徑。

▽ △

鐵道省、自動車網を設定し、之に自

然の自動車營業を經營して鐵道の建設に代らしめ鐵道の營養に資すと、併し之に依つて既定鐵道敷設の方針を變更するものでは無いと言ふ。そこに交通政

策上の矛盾を藏し、地方民を操縦せむとする魂膽が在る、江木鐵相をして政治的に之を計畫せしめたる鐵道官吏の鐵道政策に對する能力を疑ふ、蓋し鐵道と自動車、互に交通上擔任すべきの

自動車の國營、路上交通の國家獨占を策するもの、運送競争を以て本態とする路上交通の獨占、道路運送を鐵道の經營に任すに等し、之に依つて地方廳が道路の改良を疎すべきは當然、尙

夫れでも路政に力むと言ふか、内務當

建設線以下の價値ある地方の交通に手を染むる如きは事の緩急を誤るもの、更に夫れが民營事業を壓迫するに至るは必然、國有鐵道民營論の起らむとするの秋、之を策せしめたるを無智と評する所以、噫、鐵道に人なきか。

自動車の國營、路上交通の國家獨占を策するもの、見給へ、起債の制限にしても府縣財政の能力を標準とせず、唯だ事業の緩急一點張りで拘束せむとす、今の世に不要の事業を起すやうな地方は無い、

年度豫算の制限實行に就き論戰す、蓋し當然事、地方自治を尊重すと言ひながら、官憲を以て之に干渉する、自治権の破壊と可言、府縣に半官的の自治制度の適せざるを物語るもの、之に動機して府縣制の改正を策し、地方長官の公選にまで進め、夫れが府縣會の騒擾を絶つの因。

身の反省を求むるや切。